

社会福祉法人神奈川県社会福祉事業団 大根地域高齢者支援センター
介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る重要事項説明書
〈令和7年3月1日現在〉

この「重要事項説明書」は、「介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント」(以下「介護予防支援等」という。)業務の開始にあたり、ご利用者にあらかじめ説明しなければならない内容を示したものです。契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明しますので、わからないこと、わかりにくいことなどがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1 担当地域高齢者支援センターの法人の概要

法人の名称	神奈川県社会福祉事業団
法人の所在地	横浜市中区北仲通 3-33 神奈川県中小企業共済会館 5 階
法人の種別	社会福祉法人
代表者の氏名	理事長 河原 達也
電話番号	045-305-3111(代表)

2 担当地域高齢者支援センターの事業所の概要(事業者)

事業所の名称	大根地域高齢者支援センター
介護保険事業所指定番号	神奈川県第1402800039号
所在地	秦野市下大槻1169-2(サブセンター:秦野市下大槻173)
連絡先	電話 0463-76-5208 FAX 0463-76-5209 Eメール syonan-houkatsu@kanagawa-swc.com
管理者の氏名	内海 勝博
営業日・営業時間	原則、月曜日～金曜日 ・ 午前9:00～午後5:00まで(緊急の場合は、時間外でも受け付けます)
職員体制	別紙のとおりです。
サービス提供地域	秦野市下大槻、南矢名、北矢名一部、鶴巻南一部

3 事業運営の目的及び方針

- (1) 事業者は、ご利用者が可能な限り居宅において、尊厳を保持し、その有する能力に応じて、自立した生活を営むため、また、心身の悪化を防止するために必要な「介護予防サービス及び介護予防・生活支援サービス事業」(以下「介護予防サービス等」という。)が適切に利用できるよう、利用者の選択に基づいて「介護予防サービス計画及び介護予防ケアマネジメント計画」(以下「ケアプラン」という。)を作成します。
- (2) ケアプランに基づいて適切な介護予防サービス等の提供が確保されるよう、「介護予防サービス提供事業者及び介護予防・生活支援サービス事業提供事業者」(以下「介護予防サービス提供事業者等」という。)等との連絡調整、その他の便宜を提供します。
- (3) 介護予防支援等の実施にあたっては、ご利用者の意思及び人格を尊重し、常にご利用者の立場に立ちサービスを提供するよう努めます。
- (4) 地域やご家族との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、介護予防サービス提供事業者等、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する機関及び団体との綿密な連携に努めるとともに、サービスが総合的にかつ効率的に提供されるよう、公正中立な立場でサービスを調整します。

4 この契約の趣旨について

- (1) 今回の介護保険認定において「要支援1」又は「要支援2」という区分に該当された方は、心身の状況に応じて、介護予防支援及び介護予防サービス等をご利用いただくことになります。
- (2) 今回の基本チェックリストの実施において基準に該当し「事業対象者」と判定された方は、心身の状況に応じて、介護予防ケアマネジメント及び介護予防・生活支援サービス事業をご利用いただくことになります。
- (3) 介護予防サービス等の利用にあたっては、ケアプランの作成等を行う必要があります。これらの業務は、あなたのお住まいの地域を担当する「地域高齢者支援センター」と契約を締結して作成することになります。

5 介護予防支援等の担当者

- (1) 担当者は、次のとおりです。サービスについてご相談や不満がある場合には、どんなことでもお寄せください。
- (2) 担当者を事業者側の事情により変更する場合には、予め利用者と協議します。

担当者

氏名 _____ 連絡先(電話) 0463-76-5208 _____

6 サービス提供の記録等

介護予防サービス等の提供及び評価等に関する記録を作成するとともに、これをご利用者に対する介護予防支援等の完結の日から5年間保管します。また、ご利用者の求めに応じて閲覧に応じ、その写しを交付することができます。

7 利用料

介護予防支援等にかかる利用料の自己負担はありません。ただし、介護保険給付の制限を受けている場合や一定の条件を超えるときは必要となる場合があります。別紙、【介護予防支援・介護予防ケアマネジメント利用料金表】のとおりです。

8 事業所との契約を解約及び終了していただく場合(契約の解約・終了について)

当事業所との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由が無い限り、継続してサービスを利用することができますが、このような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は解約・終了していただくことになります。

- ① ご利用者が死亡した場合
- ② 要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立又は当該サービス区分に該当しないものと判定された場合
- ③ ご利用者が介護老人福祉施設に入所された場合
- ④ 法人が解散、破産した場合、又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖又は縮小した場合
- ⑤ 事業所の滅失や重大な毀損によりご利用者に対するサービス提供が不可能になった場合
- ⑥ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合、又は指定を辞退した場合
- ⑦ ご利用者から契約解除の申し出があった場合(詳細は以下をご参照ください。)
- ⑧ 事業所から契約解除の申し出を行った場合(詳細は以下をご参照ください。)

(1)ご利用者からの契約の解除の申し出(中途解約・契約解除)

契約の有効期間であっても、ご利用者から当事業所に契約の解除を申し出ることができます。その場合には、契約解除を希望する7日以上前までに契約終了届をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約、解除することができます。

- ① 事業所もしくは職員が正当な理由なくこの契約に定めるサービスを実施しない場合
- ② 事業所もしくは職員が守秘義務に違反した場合
- ③ 事業所もしくは職員が故意又は過失によりご利用者の身体・財産・名誉・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行う等、契約を継続し難い重大な事由が認められた場合
- ④ 他のご利用者がご利用者の身体・財産・名誉・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業所が適切な対応をとらない場合
- ⑤ 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合

(2)事業所からの申し出により契約の解除をしていただく場合

以下の事項に該当する場合には、当事業所との契約を解除していただくことがあります。

- ① ご利用者・ご家族、身元引受人又は後見人等が、契約締結時に心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果この契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご利用者・ご家族、身元引受人又は後見人等が、故意又は重大な過失により、事業所又は職員もしくは他のご利用者の生命・身体・財産・名誉・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、この契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ③ ご利用者・ご家族、身元引受人又は後見人等が、事業所又は職員もしくは他の利用者に対して、迷惑行為やハラスメント行為を繰り返す等、この契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。※
- ④ ご利用者・ご家族、身元引受人又は後見人等が、契約のいずれかの条項に違反することによって、事業者、サービス従業者及び他の利用者等に対して、この契約を継続し難いほどの違反行為を行った場合。
- ⑤ やむを得ない事情により事業所を閉鎖または縮小する場合

※ハラスメント行為とは、下記のア～エに示す通り他者を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、脅威を与えること。また、メールやSNS等のコミュニケーションツールの使用も含む。

ア 身体的暴力:身体的な力で危害を及ぼす行為、またその恐れのある行為(相手に物を投げる、

唾を吐く、殴る蹴る等)

イ 精神的暴力:人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、貶めたりする行為(大声を出す・怒鳴る、威圧的な態度、過剰なサービスを要求・強要する等)

ウ セクシャルハラスメント:性的な嫌がらせ行為(必要もなく体に触る、性的な話をする、好意的な態度を要求する等)

エ カスタマーハラスメント:不当な要求で業務を妨害すること(執拗な言動を繰り返す、業務の支障をきたす長電話、土下座の強要等)

9 秘密の保持と個人情報の保護について

- (1) 事業者は、介護予防支援等を提供する上で知り得たご利用者及びそのご家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に洩らすことはしません。この秘密を保持する義務は、契約終了後も継続するものとします。
- (2) 事業者は、地域高齢者支援センターの職員であった者が業務上知り得たご利用者及びそのご家族の秘密を洩らすことのないよう地域高齢者支援センターの職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持することを地域高齢者支援センターの職員との契約とします。
- (3) 事業者は、ご利用者から予め書面で同意を得ない限り、サービス担当者会議等においてご利用者及びそのご家族の個人情報を用いません。
- (4) 事業者は、ご利用者及びご家族に関する個人情報が含まれる記録物(磁気媒体情報及び伝達情報を含む)については、善良な管理者の注意を持って管理し、また処分する際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

10 事故発生及び緊急時の対応について

- (1) 事業者は、ご利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、ご利用者のご家族に連絡を行うとともに、かかりつけ医への連絡など必要な措置を講じます。
- (2) 事業者は、前項の事故及び事故に際してとった処置について記録します。
- (3) 事業者は、ご利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

11 虐待防止に向けた体制

- (1) 管理者は、虐待発生の防止に向け本条各号に定める事項を実施するものとし、また、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者を定めるものとします。湘南老人ホームでは虐待防止検討委員会を設け、その責任者は所長と致します。
- (2) 虐待防止検討委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行います。なお、本虐待防止検討委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施します。職員は、年2回以上、虐待発生の防止に向けた研修を設け受講致します。

12 業務継続計画

- (1) 事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し必要なサービスの提供を継続的に実施するための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 事業者は職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとします。
- (3) 事業者は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

13 相談窓口・苦情対応

- (1) ご利用者は、提供された介護予防支援等に関して苦情がある場合、又は事業者が作成したケアプランに基づいて提供された介護予防サービス等に苦情がある場合には、事業者、第三者委員、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
- (2) 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に必要な対応をします。
- (3) 事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何ら不利益な取扱いをすることはありません。

サービスについて、ご不明の点や疑問、苦情がございましたら、お気軽にご相談ください。次の窓口で対応いたします。

当事業所ご相談窓口	担 当 大根地域高齢者支援センター 電話番号 0463-76-5208 FAX番号 0463-76-5209 ご意見箱 当事業所ロビーに設置
第三者委員による相談窓口	・社会福祉法人神奈川県社会福祉事業団苦情解決規程により苦情申出ができます。 ・第三者委員については当事業所ロビーに掲示があります。
保険者(秦野市)による相談窓口 8:30~17:00	秦野市福祉部高齢介護課 介護保険担当 電話番号 0463-82-9616(直通)
保険者()による相談窓口	電話番号

・要支援認定等の市の処分に不服がある場合

神奈川県介護保険審査会 8:30~17:15	所在地 横浜市中区日本大通り1 神奈川県庁内
	電話番号 045-210-1111

・サービスについて苦情・相談がある場合

神奈川県国民健康保険団体連合会 (国保連)	所在地 横浜市西区楠町27-1
	電話番号 045-329-3447

令和 年 月 日

サービス契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

<事業者> 住 所 横浜市中区北仲通 3-33 神奈川県中小企業共済会館 5 階
電 話 045-305-3111(代表)

事業者 社会福祉法人神奈川県社会福祉事業団
大根地域高齢者支援センター

説明者 印

令和 年 月 日

上記のとおり重要事項の交付・説明を受け、同意しました。

<利用者> 住 所 電 話

氏 名 印

<署名代行人> 住 所 電 話

氏 名 印

利用者との続柄

<立会人> 住 所 電 話

氏 名 印

利用者との続柄